

# 古牧地区ゾーン30

最近よく耳にする『ゾーン30』って何ですか？

『ゾーン30』とは、生活道路が集中している地区において、歩行者の通行を優先するために、通過交通を抑止することを目的として、設定された**区域内全ての道路の制限速度を30キロ**にするという施策です。

今回は、学校や公民館などのコミュニティ施設があり、通学児童や公民館利用者などの歩行者の安全を守るためにこの地域が『ゾーン30』に設定されたわけですね。

そうです。  
設定した区域は下にある図面のとおりです。  
赤線に囲まれた区域内の全ての道路が制限速度30キロになります。  
車で通行される方は、速度規制をきちんと守って、子供やお年寄りが安心して歩ける地域にしていきたいですね！



赤線枠内が規制区間です

国道18号、国道19号、国道406号、市道長野西831号線にあっては 区域外のため、実際の標識に従って通行してください。



お問い合わせ先  
長野中央警察署 交通第二課規制係  
026-244-0110

イラスト/からけみ